

令和5年第2回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年2月10日（金） 午後4時00分～
2. 開催場所 宇土市役所別館2階会議室
3. 出席委員 11名
中村英子 安田鷹嗣 木村良一 谷山次則 松下清史
境 良一 鎌賀和夫 田代和弘 齋藤英次 加悦雅浩
宮本久美子
4. 欠席委員 1名
太田桂子
5. 議事録署名者指名 境良一 議長
議事録署名委員 宮本委員 安田委員
6. 議 事
 - (1) 議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請審議について
 - (2) 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請審議について
 - (3) 議案第6号 農用地利用集積計画の同意について
 - (4) 報告第2号 農地法第20条第6項の規定による農地の賃貸借等の合意解約について

事務局 定刻となりましたので、只今から令和5年第2回の総会を開催いたします。本日は、太田委員がご欠席ですが、出席者が定数の過半数を超えていますので、本総会が成立することをご報告致します。それでは、次第に沿いまして進めさせていただきます。次第2の会長挨拶、境会長よりご挨拶をお願いします。

境会長 こんにちは、本日は本年第2回総会、お忙しい中ご出席頂きお礼申し上げます。コロナ感染症もまだ多くなっています。ソーシャルディスタンスをとって対応していきましょう。また、農業委員、最適化推進改選に伴う応募締切が15日までとなっています。よろしくをお願いします。

事務局 ありがとうございます。続きまして次第3の議長選出、宇土市農業委員会会議規則第5条により境会長に議長をお願いいたします。

境議長 それでは、本日の議長を務めさせていただきます。まず、議事録署名委員の指名ですが、議長において指名することによってよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

境議長 それでは、宮本委員さんと安田委員さんをお願いします。只今より議案審議を行います。本来は、申請書の確認委員より申請内容について説明をお願いするところですが、今回は事務局から補足説明を含め説明を行い可否の判断をしていただくということになっています。それでは、今月の議案審議をお願いします。議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請に対する審議について」を議題といたします。それでは、申請番号1番について、確認委員の安田委員から説明をお願いします。

安田委員 申請番号1番について確認しましたところ申請書記載内容のとおりでありました。特段問題無いと思われます。

境議長 確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号1番について説明いたします。地図は4ページです。申請地までの通作距離は車で5分ほどで、農業年数は40年、農機具を所有し、主たる作物は、米、露地野菜になり、3条の要件は満たしているものと思われます。以上です。

境議長 事務局からの説明は終わりました。申請番号1番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので1番については承認致します。次に申請番号2番について確認委員の安田委員からご説明をお願いします。

- 安田委員 申請番号2番については、確認しましたところ申請書記載内容のとおりでありました。特に問題はないものと思われます。以上です。
- 境議長 確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。
- 事務局 申請番号2番について説明いたします。地図は5ページです。申請地までの通作距離は車で2分ほどで、農業年数は16年、農機具を所有し、主たる作物は、レタス、里芋、キャベツになり、3条の要件は満たしているものと思われます。なお、申請地は、主に農業用通路として利用する予定ですが、耕作用の通路については転用許可が不要ですので今回は、3条申請で所有権移転を行います。以上です。
- 境議長 事務局からの説明は終わりました。申請番号2番について、委員さんのご意見はありませんか。
- 境議長 異議なしということですので2番については承認致します。次に申請番号3番について、確認委員の安田委員より説明をお願いします。
- 安田委員 申請番号3番については、確認しましたところ申請書記載内容のとおりでありました。
- 境議長 確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。
- 事務局 申請番号3番について説明いたします。地図は6ページです。申請地までの通作距離は車で10分ほど、農業年数は15年、農機具を所有し、主たる作物は、米になり、3条の要件は満たしているものと思われます。以上です。
- 境議長 事務局からの説明は終わりました。申請番号3番について、委員さんのご意見はありませんか。
- 全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので3番については承認致します。次に申請番号4番について、確認委員の谷山委員よりご説明をお願いします。

谷山委員 申請番号4番については、確認しましたところ申請書記載内容のとおりでありました。特に問題はないものと思われます。

境議長 確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号4番について説明いたします。地図は7ページです。申請地は申請人宅に隣接しており、農業年数は29年、農機具を所有し、主たる作物は、米、タバコ、露地野菜になり、3条の要件は満たしているものと思われます。以上です。

境議長 事務局からの説明は終わりました。申請番号4番について、委員さんからご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので4番については承認致します。次に申請番号5番について、確認委員の松下委員よりご説明をお願いします。

松下委員 申請番号5番については、確認しましたところ申請書記載内容のとおりでありました。特に問題はないものと思われます。

境議長 確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号5番について説明いたします。地図は8ページです。申請地までの通作距離は徒歩3分、農業年数は40年、農機具を所有し、主たる作物は、米、玉ねぎ、葉たばこになり、3条の要件は満たしているものと思われます。なお、申請者本人は、現在農作業に従事しておりませんが、同居する世帯員が農作業に常時従事しているため、農地の取得は可能です。以上です。

境議長 事務局からの説明は終わりました。申請番号5番について、委員さんか

らご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので5番については承認致します。次に申請番号6番について、確認委員の松下委員よりご説明をお願いします。

松下委員 申請番号6番については、確認しましたところ申請書記載内容のとおりでありました。特に問題はないものと思われます。

境議長 確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号6番について説明いたします。地図は9ページと10ページです。申請地までの通作距離は約25km、農業年数は39年、農機具を所有し、主たる作物は、みかんになり、3条の要件は満たしているものと思われます。以上です。

境議長 事務局からの説明は終わりました。申請番号6番について、委員さんらご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので6番については承認致します。以上、議案第4号について6件承認を得ましたので許可書の交付を行います。次に、議案第5号、「農地法第5条の規定による許可申請審議について」を議題といたします。申請番号1番について確認委員の安田委員から説明をお願いします。

安田委員 申請番号1番については、確認しましたところ申請書記載内容のとおりでありました。特に問題はないものと思われます。以上です。

境議長 確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号1番について説明いたします。地図は14ページです。申請人

は、宇城市に居住する個人で、申請地隣接の宅地にマイホームを建築することとなり、進入路として申請地を使用したいと考え、今回の転用申請となりました。なお、申請地は、第1種農地、第2種農地、第3種農地の基本的な区分のいずれの要件にも該当しない農地であり、その他の農地として第2種農地に位置付けられると思われます。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号1番について委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境会長 異議なしということですので1番については承認致します。次に申請番号2番について確認委員の安田委員から説明をお願いします。

安田委員 申請番号2番については、確認しましたところ申請書記載内容のとおりでありました。特に問題はないものと思われます。以上です。

境議長 確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号2番について説明いたします。地図は15ページです。申請人は、境目町に居住する個人で、現在借家住まいで手狭なため、個人住宅の建築を計画したところ、申請地は実家の近くであり適していると考え、今回の転用申請となりました。なお、申請地は、都市計画の用途地域内であるため、第3種農地になります。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号2番について委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境会長 異議なしということですので2番については承認致します。次に申請番号3番について確認委員の安田委員から説明をお願いします。

安田委員 申請番号3番について確認しましたところ申請書記載内容のとおりでありました。特に問題はないものと思われます。以上です。

境議長 確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号3番について説明いたします。地図は16ページです。申請人は、熊本市中央区のアパートに居住する個人で、個人住宅の建築を計画したところ、申請地は宅地化が進んでいる地域であり、所有者である父親の承諾を得られたことなどから、今回の転用申請となりました。なお、転用許可前に造成工事が行われていたことから始末書添付の案件です。申請地は、上下水道管が埋設されている道路の沿道の区域であり、かつ500メートル以内に花園小学校、花園幼稚園があるため第3種農地と思われれます。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号3番について委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境会長 異議なしということですので3番については承認致します。次に申請番号4番について確認委員の安田委員から説明をお願いします。

安田委員 申請番号4番について確認しましたところ申請書記載内容のとおりでありました。特に問題はないものと思われれます。以上です。

境議長 確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号4番について説明いたします。地図は17ページです。申請人は、熊本市南区に居住する個人で、現在借家住まいで手狭なため、個人住宅の建築を計画したところ、申請地は義父の所有地であり、他の周辺宅地や雑種地等も検討したが見当たらなかったため、今回の転用申請となりました。なお、申請地は、第1種農地、第2種農地、第3種農地の基本的な区分のいずれの要件にも該当しない農地であり、その他の農地として第2種農地に位置付けられると思われれます。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号4番について委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境会長 異議なしということですので4番については承認致します。次に申請番号5番について確認委員の木村委員から説明をお願いします。

木村委員 申請番号5番について確認しましたところ申請書記載内容のとおりでありました。特に問題はないものと思われます。以上です。

境議長 確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号5番について説明いたします。地図は18ページです。申請人は、椿原町に居住する個人で、現在借家住まいのため、マイホームを建築する計画をたてたところ、申請地は現在の居住地とも近く道路に面しており宅地として適していると思ひ、今回の転用申請となりました。なお、申請地は、第1種農地、第2種農地、第3種農地の基本的な区分のいずれの要件にも該当しない農地であり、その他の農地として第2種農地に位置付けられると思われます。また、申請地の一部については、令和4年9月9日の農業委員会総会で転用許可がおりていますが、隣接道路の要件を満たさないことから建築確認が取れなかったため、許可証については返納していただいています。今回北側の農地も含めることで建築基準法上の問題がなくなるため、改めて転用申請をするものです。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号5番について委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境会長 異議なしということですので5番については承認致します。次に申請番号6番について確認委員の松下委員から説明をお願いします。

松下委員 申請番号6番について確認しましたところ申請書記載内容のとおりでありました。特に問題はないものと思われます。以上です。

境議長 確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局より説明をお

願います。

事務局 申請番号 6 番について説明いたします。地図は 19 ページです。申請人は、野鶴町に居住する農家で、農業規模の拡大も見据え、新たに農家住宅の建築を計画したところ、申請地は父親の所有地であり、実家にも近く適していると考え、今回の転用申請となりました。なお、申請地は、駅からおおむね 300 メートル以内にあるため第三種農地と思われます。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号 6 番について委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境会長 異議なしということですので 6 番については承認致します。次に申請番号 7 番について確認委員の鎌賀委員から説明をお願いします。

鎌賀委員 申請番号 7 番について確認しましたところ申請書記載内容のとおりでありました。なお、当地は現況耕作放棄地となっています。

境議長 確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号 7 番について説明いたします。地図は 20 ページです。申請人は、東京都に本社を置き、太陽光発電装置の製造・販売業等を営む法人です。申請地が南向きに開けた土地であり、広さも適当であったことから適していると考え、今回の転用申請となりました。なお、申請地は、第 1 種農地、第 2 種農地、第 3 種農地の基本的な区分のいずれの要件にも該当しない農地であり、その他の農地として第 2 種農地に位置付けられると思われます。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号 7 番について委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境会長 異議なしということですので7番については承認致します。以上、議案第5号について7件承認を得ましたので許可書の交付を行います。次に、議案第6号「農地利用集積計画の同意について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 ご説明いたします。議案書の23ページをご覧ください。これらは宇土市が農地の貸借について取りまとめた「農地利用集積計画」について、農業委員会の同意を求められているものです。農業委員会の同意によって計画が定まり、農地の貸借について効力が発生します。それでは番号順に沿ってご説明いたします。借り手・貸し手・物件・貸借期間・借賃などにつきましては議案書記載のとおりです。23ページの12番と13番につきましては、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定です。2件とも現在の契約期間が満了するため利用権の再設定となります。14番から17につきましては農地中間管理機構である熊本県農業公社を介した新規の利用権の設定です。次に24ページをご覧ください。こちらは今月の利用権設定による農地集積の状況を示していて、すべて田で合計が19,764㎡となっています。次に25ページをご覧ください。地区ごとに表示しております。左側が今月の合計、右側が今年の累計となっています。第2回総会時点での令和5年の累計は、基盤法による利用権の再設定が26,383㎡、農業公社による利用権の新規設定が13,602㎡、所有権の移転は1,958㎡です。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。委員さん方のご意見はありませんか。

委員 異議なし。

境議長 異議なしですので、議案第6号について承認します。次に報告第2号「農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借等の合意解約について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、報告いたします。27ページをお開きください。解約件数は2件、総合計は10筆で19,763㎡です。解約農地、地目、面積、賃貸人、賃借人は議案書記載のとおりです。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。委員さん方のご意見はありませんか。

委員 異議なし。

境議長 異議なしですので報告2号は承認します。以上で予定しておりました案件の審議は終わりました。その他で何かございませんか。ない様ですのでこれをもちまして、議長の座を降段させていただきます。

事務局 有難うございます。閉会の挨拶を鎌賀副会長にお願いします。

鎌賀副会長 以上もちまして令和5年第2回農業委員会総会を閉会します。

議 長 境 良一 印

議事録署名人 宮本 久美子 印

議事録署名人 安田 鷹嗣 印